

岩手県告示第180号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、県南広域振興局土木部北上土木センター、沿岸広域振興局土木部、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター、沿岸広域振興局大船渡土木センター及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）水系名 北上川
- （2）河川名 横川
- 2（1）水系名 盛川
- （2）河川名 鷹生川
- 3（1）水系名 甲子川
- （2）河川名 小川川
- 4（1）水系名 小本川
- （2）河川名 清水川、大川
- 5（1）水系名 久慈川
- （2）河川名 鳥谷川、小屋畑川